

国土形成計画（広域地方計画）と各大都市圏整備計画の比較

	国土形成計画（広域地方計画）	首都圏整備計画	近畿圏整備計画	中部圏開発整備計画	摘要
目的	一体として総合的な国土の形成 （＝利用、整備、保全）	首都圏の総合的な整備	近畿圏の総合的な整備	中部圏の総合的な整備	・形成と整備
対象圏域	・首都圏（埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。） ・近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。） ・中部圏（愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。） ・その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域	東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域（1都7県）	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域を一体とした広域（2府6県を法定）	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域（9県を法定）	・いずれも、県を越える広域を総合的に整備するために設定する圏域 ・2本立ての計画制度を一本化するなどの整理は考えられないか
広域ゾーニング	—	既成市街地 近郊整備地帯 都市開発区域 近郊緑地保全区域	既成都市区域 近郊整備区域 都市開発区域 近郊緑地保全区域 保全区域	都市整備区域 都市開発区域 保全区域	
計画期間（いずれも明記せず）	計画期間 10年～15年程度	（基本編） 計画期間 概ね15年間 （整備編） 計画期間 概ね5年間	（整備計画） 計画期間 概ね15年間 （建設計画） 計画期間 概ね5年間	（開発整備計画） 計画期間 概ね15年間 （建設計画） 計画期間 概ね5年間	
計画策定プロセス	○国土交通大臣決定 ・国民の意見を反映させるための必要な措置 ・国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市等により広域地方計画協議会を組織し協議を経る。その際、学識経験を有する者の意見を聴く。 ・関係行政機関の長に協議	○国土交通大臣決定 ・関係行政機関の長、関係都府県及び審議会の意見を聴いて決定	○国土交通大臣決定 ・関係府県、関係指定都市及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して決定 （建設計画） ○関係府県知事作成、国土交通大臣同意 ・関係府県知事が関係市町村長と協議して作成、国土交通大臣に協議し同意を求める ・国土交通大臣は国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して同意を行う	○国土交通大臣決定 ・関係県が、その協議により、関係県及び関係指定都市の知事及び市長並びに議会の議長等より構成される中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て案を作成し、国土交通大臣に提出 ・国土交通大臣が、案に基づいて計画を作成し、審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して決定 （建設計画） ○関係県知事作成、国土交通大臣同意 ・関係県知事が、開発整備計画に基づいて関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見を聴いて作成。この場合において、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得る ・国土交通大臣は、協議に際しては国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関に協議を行わなくてはならない	・国土形成計画においては国、地方公共団体等が対等な立場で協議する

実施についての勧告等	国土交通大臣 →関係行政機関の長 (勧告)	国土交通大臣 →関係行政機関の長、 関係地方公共団体、関係事業者 (勧告、報告)	(整備計画) 国土交通大臣 →関係行政機関の長、 関係地方公共団体、関係事業者 (勧告、報告)	(開発整備計画) 国土交通大臣 →関係行政機関、 関係地方公共団体、関係事業者 (勧告、報告)	・大都市圏計画は、地方公共団体や 公益事業者主体の事業も含め、毎年 度着実に事業を実施していくための 制度という色彩が濃い
政策評価	(全国計画について、政策評価を義務づけ)	—	—	—	
国会報告	—	首都圏白書	— (ただし、毎年度、実施状況を公表)	— (ただし、毎年度、実施状況を公表)	

	国土形成計画（広域地方計画）	首都圏整備計画	近畿圏整備計画	中部圏開発整備計画	摘要
計画事項	<p>全国計画を基本として、当該広域地方計画区域における</p> <p>①国土の形成に関する方針</p> <p>②国土の形成に関する目標</p> <p>③目標を達成するために一の都府県を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策（総合的な国土の形成を推進するために特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む。）に関する事項</p>	<p>基本編</p> <p>○首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項</p>	<p>整備計画</p> <p>○近畿圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他近畿圏の整備に関して基本となるべき事項</p> <p>○近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定方針</p> <p>○産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ根幹となるべきものとして政令で定めるものの整備</p> <p>（・河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設 ・砂防設備 ・地すべり防止施設 ・保安施設 ・土地改良事業により新設又は変更されるかんがい排水施設 ・水道 ・工業用水道 ・工業用地 ・住宅用地及び公営住宅、独立行政法人都市再生機構が建設する住宅その他の一団地の住宅 ・下水道 ・一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設 ・都市公園 ・病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人等の開設するもの ・国立学校又は公立学校である大学又は高等専門学校 ・公立図書館、公立博物館その他社会教育又は文化活動のための施設で国又は地方公共団体が設置するもの ・職業訓練施設 ・公園計画に係る施設 ・レクリエーション施設 ・文化財の保存のための施設 ・社会福祉事業の用に供する施設で国、地方公共団体又は独立行政法人が設置するもの ・中央卸売市場 ・流通業務市街地における流通業務施設 ・その他近畿圏の整備及び開発のため特に必要と認められる施設) 	<p>開発整備計画</p> <p>○中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項</p> <p>○次に掲げる事項で根幹となるべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設 ・住宅用地、工場用地等の土地利用 ・水資源の開発及び利用 ・国土保全施設 ・住宅及び生活環境施設 ・公害の発生の防止に関する施設その他公害の防止に関する事項 ・教育文化施設 ・観光資源の開発、利用及び保全並びに文化財の保存 ・その他中部圏の開発及び整備に関する事項 	<p>・基本方針、目標の部分は大きな違いはない</p>

<p>(参考：国土形成計画の計画事項)</p> <p>①土地、水その他の国土資源の利用及び保全</p> <p>②海域の利用及び保全</p> <p>③震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減</p> <p>④都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備</p> <p>⑤産業の適正な立地</p> <p>⑥交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全</p> <p>⑦文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備</p> <p>⑧国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成</p>	<p>整備編</p> <p>○既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもののうち、それぞれその根幹となるべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 ・道路 ・鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設 ・電気通信等の通信施設 ・公園、緑地等の空地 ・水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設 ・河川、水路及び海岸 ・住宅等の建築物 ・学校等の教育文化施設 ・その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> (・中央卸売市場 ・墓地及び火葬場 ・病院等の医療施設 ・文化財の保存のための施設 ・社会福祉施設 ・と畜場 ・駐車場 ・流通業務市街地における流通業務施設等) <p>○既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関連して、交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合の施設整備でそれぞれの根幹となるべきもの(特に必要と認められる首都圏の地域外庭たる者を含む。)</p>	<p>建設計画<政策区域ごとに作成></p> <p>○次に掲げる事項につきその大綱を定める</p> <p>①人口の規模及び労働力の需給</p> <p>②産業の業種、規模等</p> <p>③土地の利用</p> <p>④次に掲げる施設の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地、工場用地等の宅地 ・道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設 ・公園、緑地等の空地 ・水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設 ・河川、水路及び海岸 ・住宅等の建築物 ・学校等の教育文化施設 ・その他政令で定める主要な施設 <p>(・通信施設</p> <p>・医療施設</p> <p>・職業訓練施設</p> <p>・その他当該区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設)</p>	<p>建設計画<政策区域ごとに作成></p> <p>○次に掲げる事項につきその大綱を定める</p> <p>①都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発の基本構想</p> <p>②人口の規模及び労働力の需給</p> <p>③産業の業種、規模等</p> <p>④土地の利用</p> <p>⑤次に掲げる施設の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、鉄道、港湾、空港等の交通及び通信施設 ・住宅用地、工場用地等の宅地 ・公園、緑地等の空地 ・河川、水路及び海岸 ・住宅等の建築物 ・水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設 ・公害の発生の防止 ・学校等の教育文化施設 ・流通業務市街地における流通業務施設 ・その他政令で定める主要な施設 <p>(・防火、防水又は防砂のための施設及び地すべり又は林地の荒廃の防止のための施設</p> <p>・公園及び緑地</p> <p>・道路、鉄道、索道、駐車場及びバスターミナル</p> <p>・宿泊施設、食事施設及び休憩施設</p> <p>・キャンプ場、水泳場及びスキー場</p> <p>・水道、下水道及び汚物処理施設</p> <p>・以上掲げる施設に類する施設</p> <p>・博物館)</p>	<p>・政策区域ごと、施設ごとの根幹となるべき施設整備計画は大都市圏計画特有</p>
---	---	---	--	--